

第 43 回牛豚等疾病小委員会が出された意見への対応方向の概要

小委員会での意見（まとめ）	対応方向（案）
1. 生産者に遵守してもらうための工夫等について	
<p>基準では詳細まで記載し、守るべき水準を明確化した上で、生産者にとって理解しやすく受け入れやすいように、別途、生産者向けの簡易版や手引き書が作成されるとよい。（写真・見取り図による例示、これだけは外せないポイント及びマニュアルの中身の具体例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準では防疫水準及び取組内容を具体的に規定した上で、別途、生産者向け普及ツールや生産者向けの手引きの作成を検討。
<p>小規模農場が基準強化へ適切に対応できるようにするため、管理獣医師による遵守状況の確認、助言及び指導を受けられるよう支援するとよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業による支援を検討。
<p>基準の遵守徹底のためには、動画による講習や教育が必要。なお、受講履歴が分かるような農場内での仕組みが有用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養規模によらず担当の獣医師又は診療施設を定め、指導を受けることを基準に規定。 ・ 別途、動画配信や教材作成を検討。
<p>家畜防疫員等の指導者用の手引き書等で取組内容を詳細に示すべき。 （遵守・不遵守の線引き、不遵守の場合の是正措置の具体例、より具体的で明確なチェック表）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準改正にともない、家畜防疫員向けの手引き書等を更新予定。
2. 各項目の内容について	
<p>飼養規模にかかわらず管理獣医師の確保を規定すべき。 管理獣医師が基準の遵守状況を確認し、家畜保健衛生所に報告する等の取組を規定できるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養規模によらず担当の獣医師又は診療施設を定め、指導を受けることを基準に規定。
<p>野生いのししとの接触リスクの高い放牧豚の対策として、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置を義務化する防護柵の要件として、放牧豚については

<p>放牧場に1m間隔で二重柵を設置すること等が必要。</p>	<p>二重柵等の野生いのししとの接触防止対策が講じられたものとするよう、基準に規定。</p>
<p>公道により分断された農場など、管理区域を適切に設定できるように、具体的に示した方がよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者向け普及ツール及び家畜防疫員向けの手引きに具体例を示すよう検討。
<p>病原体を持ち込むリスクが高いため、猫等の愛玩動物の管理区域内での飼育禁止について基準で言及すべき。 (管理区域内で飼育する場合は、飼育場所を限定し、管理区域外を歩かせないこと。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・猫等の愛玩動物を管理区域内で飼育しないよう、基準に規定。 ・生産者が作成すべきマニュアルに記載する事項として基準に規定。
<p>洗浄・消毒措置について、何をすることが有効であるのかわかりやすく明示すべき。 (長靴等の交換できるものは交換し、できないものは洗浄により有機物を除去した上で消毒すること。消毒液を使えないものは燻蒸消毒を行うこと。等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・靴は出入りの際に交換することとし、排泄物、汚泥等が付着した場合に洗浄・消毒を行うよう、基準に規定。 ・他の畜産関係施設等で使用した物品は原則持ち込まないこと及び持ち込む際の消毒を基準(具体的方法はマニュアルに記載)に規定。
<p>工事業者には農場の道具を使わせるなど、畜産関係者以外のリスクを特定し、対策を講ずるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄・消毒の方法を生産者が作成すべきマニュアルに記載する事項として基準に規定。 ・適切な消毒薬の選択及び使用方法について、生産者向け普及ツールや生産者向けの手引きに具体的に記載するよう検討。
<p>3. 適用スケジュールについて</p>	
<p>施設の追加費用がかかるものや、業者に依頼しないと対応できないものは、猶予期間が必要。 食品残さ利用飼料の加熱基準強化へ対応するための施設整備は、猶予期間や補助が必要。</p>	<p>【猶予期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵、防鳥ネットの設置：半年間程度 ・放牧制限の準備措置に係る畜舎の確保：1年間程度 ・マニュアルの作成：1年間程度 ・食品残さ等利用飼料の加熱処理温度に係る施設整備：令和3年4月施行